

フリーランス法・ハラスメント対策セミナー

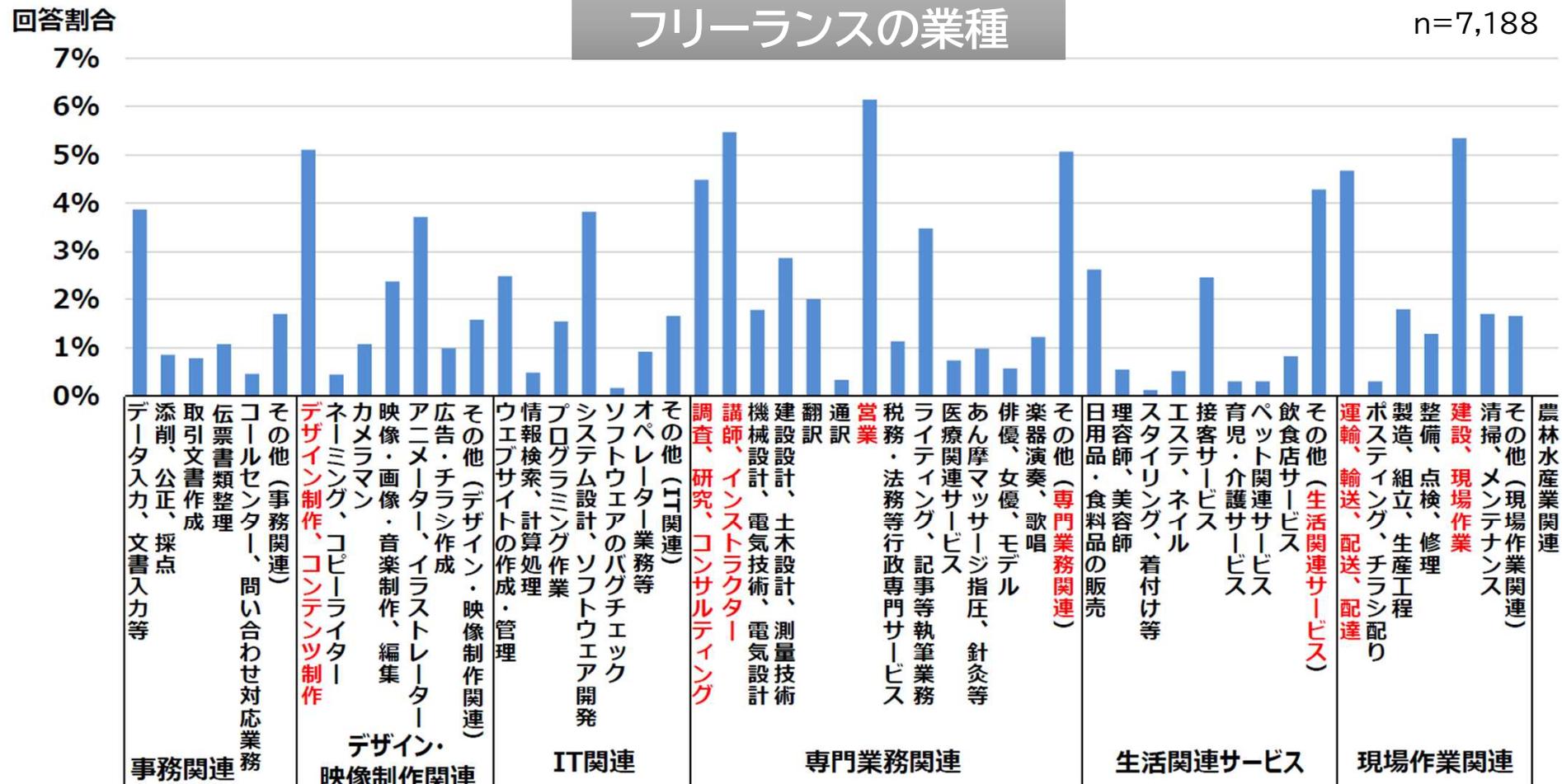
フリーランス法の概要

令和6年12月13日
奈良労働局 雇用環境・均等室

日本では462万人がフリーランスとして働いている (2020年 内閣官房)

フリーランスの業種

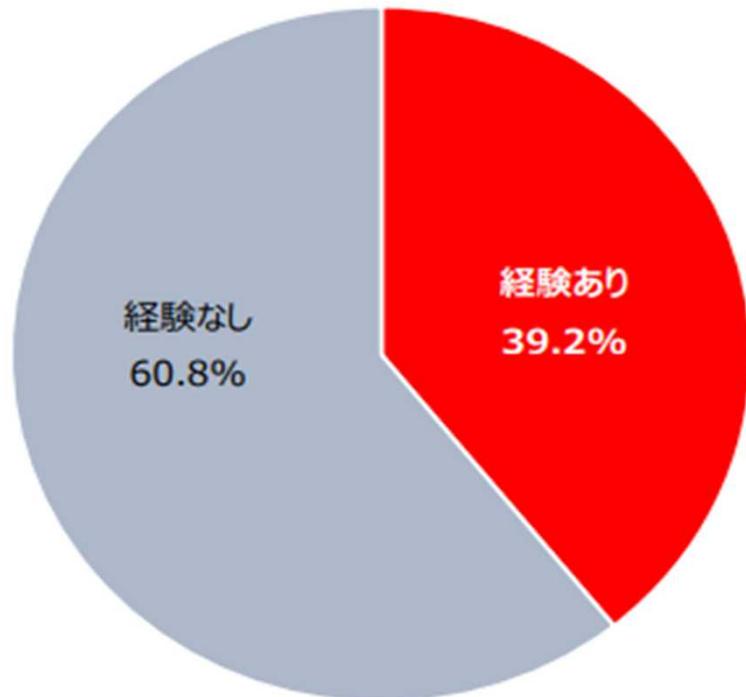
n=7,188



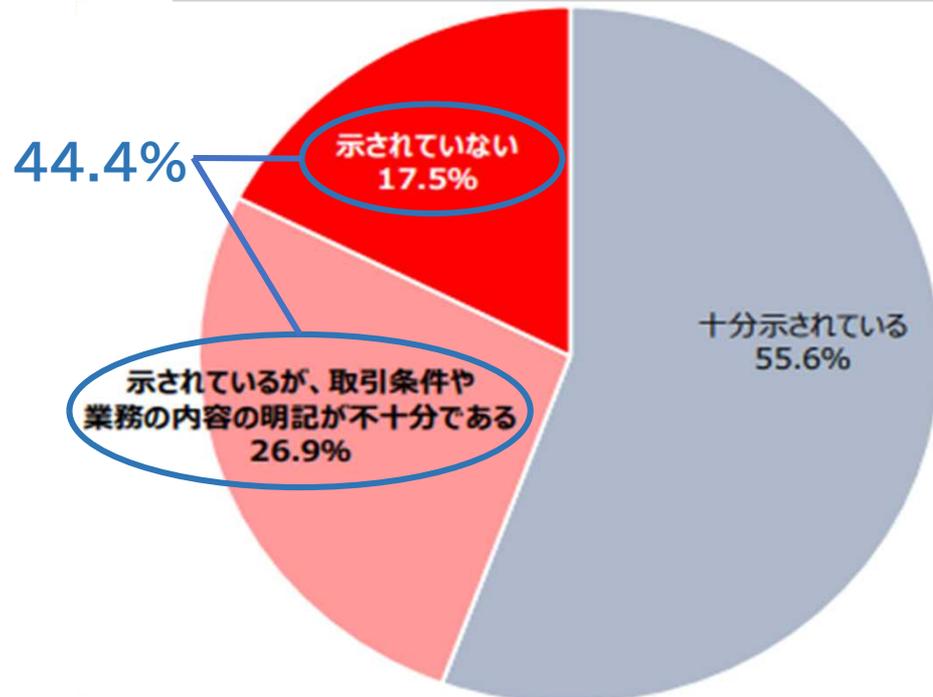
(出所)フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」

フリーランスの約4割が発注者との関係でトラブルを経験している

発注者から納得できない行為を受けた経験



取引条件や業務内容の提示状況



(出所)フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」

発注者から納得できない行為をうけた経験があるフリーランスは**39.2%**

取引条件や業務内容の提示が「ない」、「不十分」とする割合が**44.4%**

「フリーランス・トラブル110番」には、取引上のトラブル(報酬不払い等)の他、ハラスメントなど就業環境に関する相談も寄せられている

本法律の趣旨

- ・ **個人**として業務委託を受けるフリーランスと、**組織**たる発注事業者の間には**交渉力や情報収集力の格差が生じやすい**
- 
- ・ フリーランスの取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの**事業者間取引全般**に対し、**業種横断的に共通する最低限の規律**を設ける

本法律制定の経緯

- ・2020年7月 「成長戦略実行計画」閣議決定
新しい働き方として、フリーランスの保護ルールの整備を実施
- ・2020年11月 「フリーランス110番」を設置(厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会)
- ・2023年4月 「特定受託事業者に係る取引適正化等に関する法律案」が国会で可決・成立
- ・2023年5月 同法の公布(令和5年法律第25号)
- ・**2024年11月** **特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)の施行**
※以後、「フリーランス法」と表記

フリーランスが安心して働ける環境を整備

I

フリーランスの方と
発注事業者(企業等)間の
取引の適正化

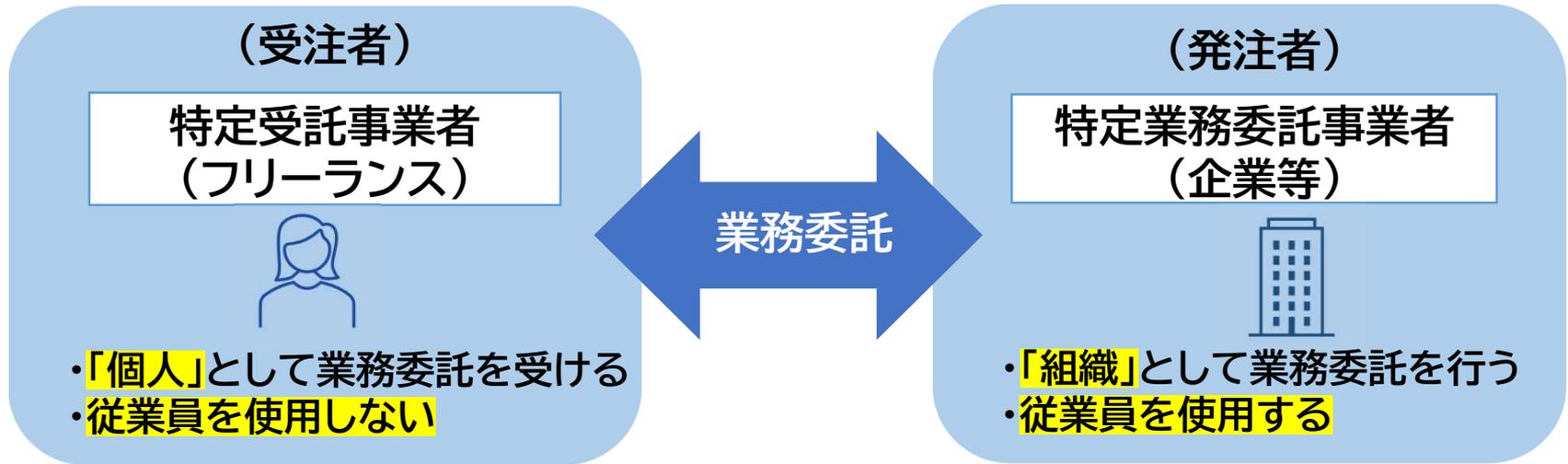
(中小企業庁・公正取引委員会)

II

フリーランスの方の
就業環境の整備

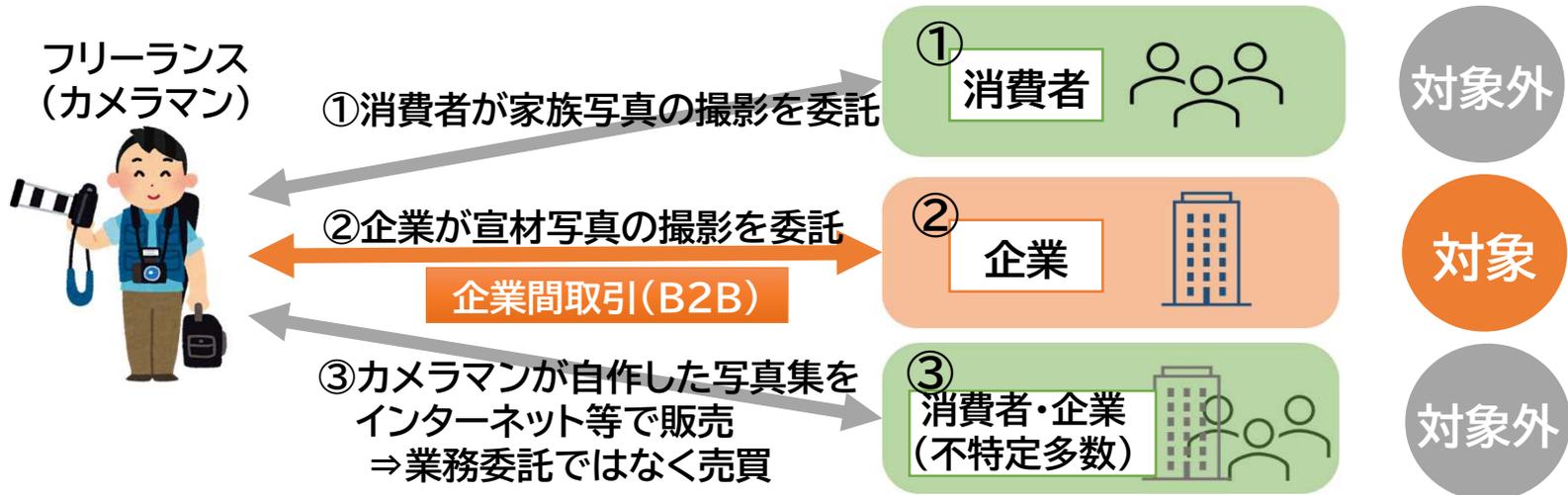
(厚生労働省)

「フリーランス法」の対象



注)「従業員を使用」とは、週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用すること

発注事業者(企業等)からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)が対象です



I 取引の適正化

第3条

取引条件の明示義務

第4条

期日における報酬支払義務

第5条

発注事業者の禁止行為

中小企業庁・公正取引委員会

II 就業環境の整備

第12条

募集情報の的確表示義務

第13条

育児介護等と業務の両立に
対する配慮

第14条

ハラスメント対策に係る
体制整備義務

第16条

中途解除等の事前予告・
理由開示義務

厚生労働省

1. 取引条件の明示義務(第3条)

- 発注者は業務委託をした場合、**書面等**により、**直ちに**、取引条件を明示すること
 手 従業員の有無を問わず、**すべての発注事業者が対象**(フリーランスが発注者である場合も含む)

明示すべき事項

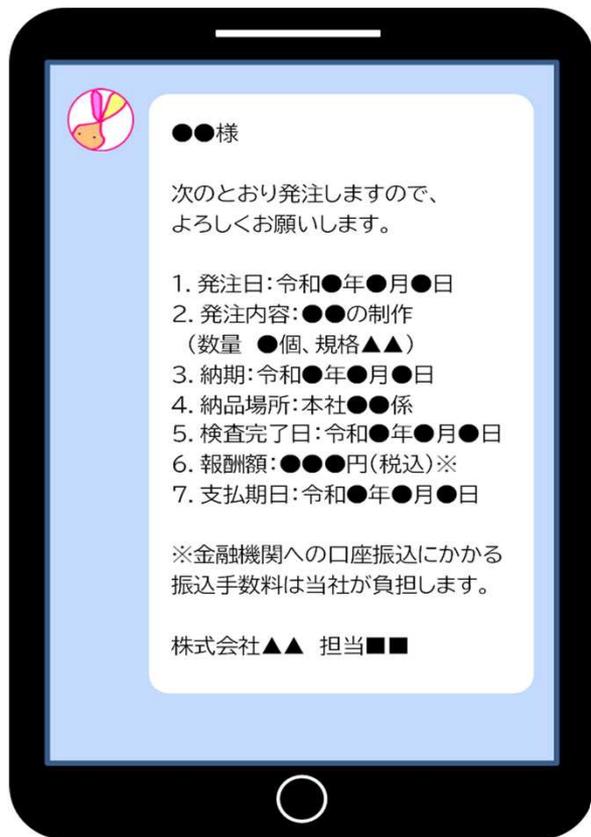
- ①業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名もしくは名称等
- ②業務委託をした日
- ③特定受託事業者の給付(提供される役務)の内容
- ④特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等
- ⑤給付の受領または役務の提供を受ける場所
- ⑥給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日
- ⑦報酬の額および支払期日
- ⑧現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

明示の例(書面の交付)

発 注 書			
①		殿	② 発注日：令和〇年〇月〇日
下記のとおり、発注いたします。			① 〇〇株式会社
④	納期：	令和〇年〇月〇日	
⑤	提出先：	・・・@・・・.co.jpにメールで提出	
⑥	検査完了日：	令和〇年〇月〇日	
⑦	支払期日：	令和〇年〇月〇日	
⑧	支払方法：	全額現金払い※	
合計金額		⑦	円 (税込)
No.	品名、規格・仕様など	数量	金額
	③		
		小計	
		消費税	
		合計	
備考 ※金融機関への口座振込となります。口座振込にかかる振込手数料は当社が負担します。			

上記はあくまでも例示であり、書面の形式は問わない

明示の例（電磁的方法）



電磁的方法とは？

eメール、SMS、SNSのメッセージ、チャット、FAX、CD-R、USB等

☞ こちらの**方法も認められます**

- 明示事項が掲載されたウェブページのURLを メッセージに記載する方法
- メッセージに PDF等の電子ファイルを添付して送る方法

☞ SNSを利用する際の**留意点**

- SNSのメッセージは、送信者が受信者を特定して送信できるものに限定される(ブログやHPへの書き込み等は認められない)
- SNSが閲覧できなくなる場合に備え、スクリーンショット等など保存を行うとよい旨を案内するフリーランスから書面を請求された場合には、直ちに書面を交付する(義務)

未定事項がある場合

- 当初(委託時)の明示で未定事項がある場合は、その内容が定められない理由と、内容が決まる予定日を委託時に明示する
- 未定事項が決まったら、直ちに明示(補充の明示)をする

2. 報酬支払期日の設定・期日内の支払(第4条)

- 発注した物品等を受け取った日から数えて**60日以内**のできる限り早い日に報酬支払期日を設定すること
- 期日内に報酬を支払うこと



👉 再委託の場合における支払期日の例外

元委託者から受けた業務の全部または一部をフリーランスに再委託した場合
⇒元委託支払期日から起算して**30日以内**のできる限り短い期間内で設定すること



3. 発注者の遵守事項(第5条) “7つの禁止行為”

➤ 1か月以上の業務委託に関し、以下①～⑦の行為をしてはならない

- | | |
|-------------------|--|
| 1 受領拒否 | フリーランスの責めに帰すべき事由なく給付の受領を拒むこと |
| 2 報酬の減額 | フリーランスの責めに帰すべき事由なく業務委託時に定めた報酬の額を減ずること |
| 3 返品 | フリーランスの責めに帰すべき事由なく、給付を受領した後、その給付に係る物を引き取らせること |
| 4 買ったたき | フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し、通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めること |
| 5 購入・強制利用 | フリーランスの給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること |
| 6 不当な経済上の利益の提供要請 | 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること |
| 7 不当な給付内容の変更、やり直し | フリーランスの責めに帰すべき事由なく、給付の内容を変更させ、または受領した後に給付をやり直させること |

1. 募集情報の的確表示義務(第12条)

- 特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集を行うときは、その情報について、
- 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、
 - 正確かつ最新の内容に保たなければならない

☞ 上記の募集情報の的確表示義務は、発注事業者が不特定多数のフリーランスを募集する場合に適用される
= 特定個人のフリーランスとの交渉において提示される募集情報は対象とならない

発注事業者の義務・禁止事項

	法令違反となる例
虚偽の表示の禁止	<ul style="list-style-type: none">• 実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で募集情報を掲載する• 意図的に実際の報酬額よりも高額の募集情報を表示する
誤解を生じさせる表示の禁止	<ul style="list-style-type: none">• 報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示する• 職種または業種について、実際の業務内容と著しく乖離する名称を用いる• フリーランスの募集と、労働者の募集が混同されるような表示をする
正確かつ最新の表示の義務	<ul style="list-style-type: none">• 既に募集を終了しているにもかかわらず、削除せず表示し続ける

的確表示義務の対象となる募集情報

- ①業務の内容
- ②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項
- ③報酬に関する事項
- ④契約の解除・不更新に関する事項
- ⑤フリーランスの募集を行うものに関する事項

募集情報の掲載イメージ

デザイン・イラスト作成 株式会社〇〇	
業務委託 ⑤	
最終更新日: ●●年●月●日 掲載開始日: ●●年●月●日	
業務内容 ①	アプリを使用したデータ(Web漫画等)の カラーリング作業
納期 ②	毎月20日まで
期間 ②	●●年●月～●月
報酬	1話ごと〇〇円
支払方法 ③	毎月●日に口座振込
交通費	なし

実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で求人掲載していませんか？
(虚偽の表示の禁止)

労働者の募集と混同させる表示をしていませんか？
(誤解を生じさせる表示の禁止)

古い情報のまま掲載されていませんか？
(正確かつ最新の表示の義務)

報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示していませんか？
(誤解を生じさせる表示の禁止)

2. 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)

- ▶ 特定業務委託事業者は、**6か月以上**の業務委託について、フリーランスからの申出に応じて、出産・育児・介護と業務を両立できるよう、**必要な配慮をしなければならない(義務)**

フリーランス

育児介護などの配慮に関する発注事業者への申出



発注事業者

1. 申出の内容などの把握



2. 取り得る選択肢の検討



[実施できる場合]

3. 配慮の内容の伝達
実施



[実施できない場合]

3. 配慮不実施の伝達
理由の説明

配慮の具体例

ケース①

「つわりにより急に業務に対応できなくなる場合について相談したい」との申出に対し、そのような場合の対応についてあらかじめ取決めをしておくこと

ケース②

「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること

ケース③

「介護のため特定曜日にオンラインで就業したい」と申出があった際、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること

望ましくない取扱い

- ・フリーランスからの申出を阻害すること
- ・フリーランスが申出をしたこと、または配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取り扱いを行うこと

3. ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)

- 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為によりフリーランスの就業環境を害することのないよう、**相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない**
- 特定業務委託事業者は、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として**不利益な取り扱いをしてはならない**

相談対応のための体制整備その他必要な処置

①ハラスメントを行ってはならない旨の**方針の明確化**と社内への**周知・啓発**

- ・社内報・社内HPへ記載して配布、従業員・契約担当者に対する研修の実施 等
- ・ハラスメントに対して厳正に対処する旨の方針を就業規則などに規定

②相談に応じ、適切に対応するための必要な**体制の整備**

- ・相談窓口の設置(担当者の設置、外部機関への委託等)
- ・フリーランスへの周知(契約書への相談窓口の記載等)

③ハラスメント発生後の**迅速かつ適切な対応**

- ・事案の事実関係の把握
- ・被害者に対する配慮措置 等

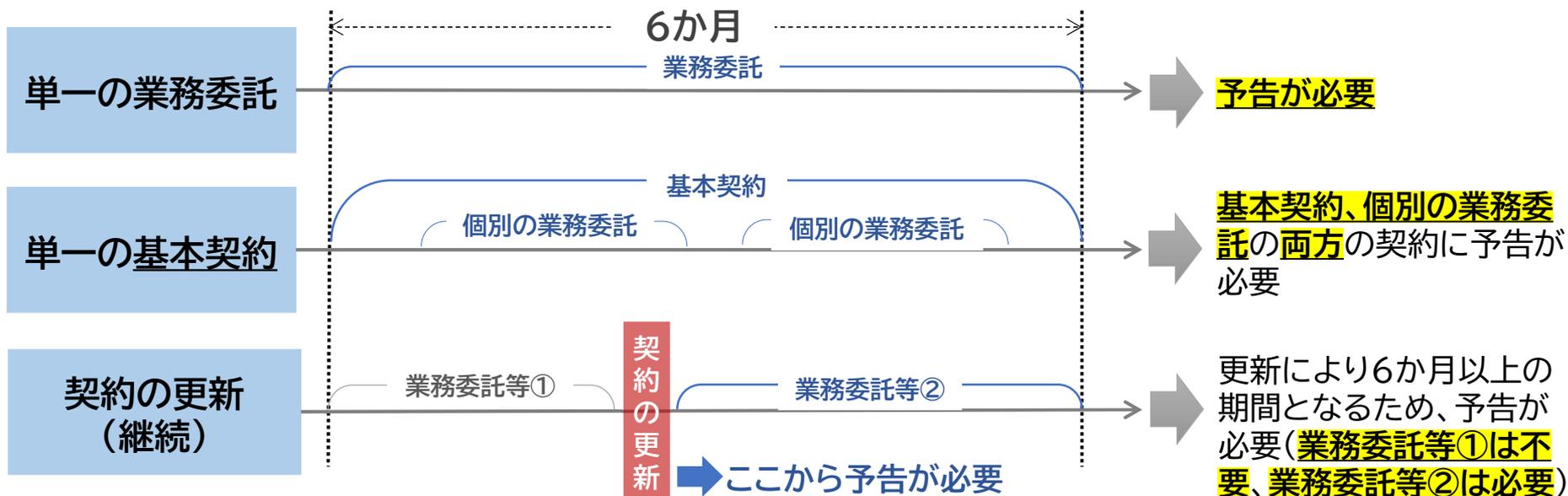
事業者が自社の従業員のハラスメント対策として講じている内容と同じ

4. 中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)

- 特定業務委託事業者は、**6か月以上**の期間行う業務委託を中途解除したり、更新しない場合、フリーランスに対し、**少なくとも30日前までに、その旨を予告しなければならない**
- 予告の日から契約満了までの間に、フリーランスが**契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合、これを開示しなければならない**

☞ 次の①～⑤の**例外事由に該当する場合は、事前予告は不要となる**

①災害等のやむを得ない事由により予告が困難な場合、②再委託の場合で上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合、③業務委託の期間が30日以下の短期間である場合、④基本契約を締結しているがフリーランス側の事情で相当期間、個別契約が締結されていない場合、⑤フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合



条文	発注事業者		フリーランス		
	従業員あり	従業員なし	すべて	1ヶ月～	6ヶ月～
第3条 取引条件の明示義務	○	○	○		
第4条 期日における報酬支払義務	○		○		
第5条 発注事業者の禁止行為	○			○	
第12条 募集情報の的確表示義務	○		○		
第13条 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務	○				○
第14条 ハラスメント対策に係る体制整備義務	○		○		
第15条 中途解除等の事前予告・理由開示義務	○				○

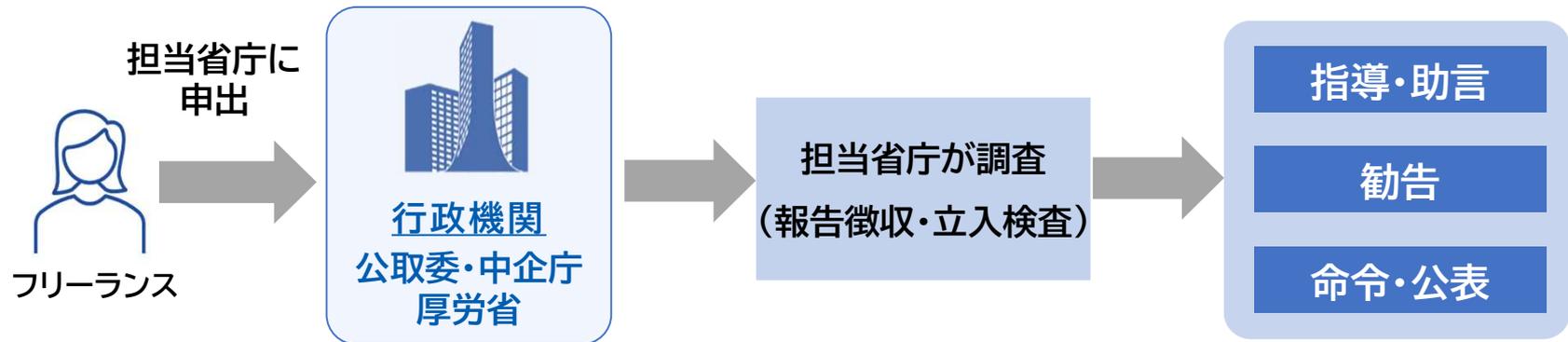
断続的な業務委託の場合



一定期間以上に該当することを逃れるために、空白期間を1か月+1日開けるなどの行為はやめましょう

(※)空白期間が1か月未満であれば、通算して期間に含める

- 本法の違反があった場合、オンライン、郵送、来所での申出が可能です



- 法違反なのかよく分からない場合など、フリーランスの方がより広く相談できる“フリーランス・トラブル110番”

※発注事業者からの相談は対象となりません

フリーランス、個人事業主などで
契約・お仕事上のトラブルで
お悩みの方へ
フリーランス・トラブル
110番

- ・フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、弁護士がワンストップで対応
- ・和解あつせん、行政機関への申出の支援等を実施

0120-532-110

通話無料／受付時間 9:30～16:30 (土日祝日を除く)

help@freelance110.jp

対面やWeb (ビデオ通話) での相談も受け付けています

公式サイトはコチラ

<https://freelance110.mhlw.go.jp>



公式サイトでは具体的な事例やご相談の流れなども掲載しています。

「偽装フリーランス」とは・・・

契約上は業務委託なのに、働き方の実態が「労働者」となっている
(労働者としての法的保護が受けられない)

	労働者	偽装フリーランス	フリーランス
契約形態	雇用契約 (社員、アルバイト等)	業務委託契約	業務委託契約
働き方	会社の指揮命令を受ける	会社の指揮命令を受ける	自分の裁量で働く (場所、時間等)
社会保険	あり	なし	なし
労災・雇用保険	あり	なし	なし
有給休暇	あり	なし	なし
時間外手当	あり	なし	なし

☞ 契約の形式を問わず、働き方の実態が労働者と判断される場合、フリーランス法ではなく労働基準法などの労働関係法令が適用される

- フリーランス法についての詳しい内容や最新の情報については、奈良労働局ホームページをご覧ください。

 <https://jsite.mhlw.go.jp/nararoudoukyoku/>

奈良労働局



2024年11月1日施行！

フリーランス法 特設ページ



詳しくは
こちら>>



- フリーランス法についてのお問い合わせ先

奈良労働局 雇用環境・均等室



0742-32-0210